

令和2年度第6回長洲町農業委員会定例総会会議録

1. 招集年月日 令和2年9月10日(木)
2. 招集の場所 長洲町役場 3階(中会議室)
3. 開 会 令和2年9月10日 午前10時00分
4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長	1番	濱北 圭右			
会長職務代理者	2番	増岡 美知子			
委員	3番	土山 秋吉	4番	中嶋 英徳	5番 松野 智子
	6番	濱崎 伸二	7番	嶋田 正忠	9番 島川 俊昭
	10番	石井 博俊			
5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	中村 建治	楠田 源志	池上 春男
六栄区域	池上 章	徳永 章	城戸 政治
長洲・清里区域	坂井 隆浩	磯川 伸哉	
6. 欠席農業委員は次のとおりである。

8番 大淵 一弘
7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし
8. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名
9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局	局長	吉田 泰滋
農業委員会事務局	書記	前田 敦
農業委員会事務局	書記	木原 弘智
農林水産課	課長補佐	馬場 隆輔
農林水産課	課長補佐	大賀 留美
農林水産課	課長補佐	鈴木 康博
10. 提出議案

報告第8号	農地法第18条第6項の規定による合意解約届について
議案第23号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第24号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第25号	荒廃農地の非農地判断について
	その他

吉田事務局長

起立。礼。着席。

ただいまから令和2年度第6回長洲町農業委員会定例会総会を開会いたします。

濱北会長

初めに、濱北会長より御挨拶をお願いします。

改めておはようございます。

9月は台風の月とも言いますが、9号、10号と続けてこの九州を襲いまして、ほんとに皆さん心配されたと思います。10号のほうは、気象庁の話ではもう相当ひどいという前情報がひどかったもんですから、相当皆さんも警戒されて心構えはしておったかなというふうに思います。結果的には被害も大したことはなくて済んだから、ほんとによかったなと思います。まだまだ今後、あと1回か2回は来るんじゃないかなろうかなと思います。皆様も気を引き締めてまた頑張ってくださいと思います。

コロナのほうも少し終息ぎみになったかなというふうに感じますが、まだまだ安心はできません。朝晩は涼しくなりましたが、もう少し我慢して、熱中症も、頑張ってくださいと思います。

今日は第6回の定例総会でございます。よろしくお願ひいたします。

吉田事務局長

それでは、本日の欠席委員の御報告をいたします。8番大淵委員より欠席の届出の連絡がっております。

本日の出席委員は10名中9名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立することを御報告いたします。

濱北会長

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長をお願いします。

それでは、ただいまより議事に入ります。

報告第8号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」、議案第23号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第24号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第25号「荒廃農地の非農地判断について」を議題といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は、5番松野委員、6番濱崎委員をお願いいたします。

それでは、早速議事に入ります。

吉田事務局長

1ページです。報告第8号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

報告第8号、農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり御報告いたします。

1ページの受付番号4番から6番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については、議案書に記載のとおりです。申請理由につきましても、議案書に記載のとおり合意解約となっております。

濱北会長

簡単ではございますが、以上で報告第8号の説明を終わります。
ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。
この件については何か質問等はございますか。

濱北会長

—ありません— の声有—
分かりました。なければ、報告第8号を終わります。
次に進みます。2ページです。
議案第23号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を
議題といたします。

吉田事務局長

なお、受付番号6番と7番は関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いいたします。

それでは、議案第23号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出をいたします。

議案書の4ページから7ページ、受付番号が6番と7番になります。
申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。申請地につきましては、6番のほうは清里小学校北側、7番については長洲駅南側となります。

申請内容、許可基準等について御説明いたします。説明資料の1ページから4ページになります。併せて御覧ください。

申請理由につきましては、6番は賃借権設定、7番は売買による所有権移転となっております。全部効率利用要件につきましては、申請人は、現在、経営面積2,165㎡、農作業歴5年の経験があり、1人で作業を行っておられます。6番につきましては、これまでどおり水稻の作付、7番につきましては、野菜の作付を予定しており、今後も全ての農地を利用するという事です。機械の所有状況でございますが、トラクター1台、営農トラック1台を所有し、その他作業については委託をされています。通作距離につきましては、自宅から車で5分程度ということです。

地域との調和要件、役割分担につきましては、6番については、これまでどおり水稻の作付を行うため、周辺農地の利用に影響を与えることはないということです。7番については、周辺は住宅のため、住宅及び住民等に迷惑をかけないように作業を行うということです。また、農薬の使用については、地域の防除基準に従うということで、農業の維持発展に関する話合いや活動への参加及び地域での取決めを遵守、協力をするという事でございます。

以上、受付番号6番と7番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員、3番の土山委員をお願いいたします。

土山委員

3番の土山です。
6番のほうからまず行きます。賃借権設定する申請地ですけど、隣の左んほうとですね、あぜを外して以前から申請人が耕作しております。ほっで、一応問題ないと思います。

濱北会長
土山委員

7番も一緒に言うですかね。
どうぞ。

約4畝ぐらいあるということですね。申請人は一応野菜ということですが、ナスビを植わしたいということをおっしゃっています。来年の3月が定年ですね、65歳の定年。ほって3月まで勤めて、その後はナスビでも栽培しようかなと申請人はおっしゃっています。ほすと、ここの現地は、一応地目も現況も田で書いてありますけど、ここはもう地ばちょっと上げて、もう畑ですね。そのまま植付けができる状態です、ナスビもですね。ちょっと地形は悪いけど。

ということで、別に問題ないと思います。審議のほど、よろしく願いします。

濱北会長

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の坂井推進委員に意見を伺います。

坂井推進委員

土地等に関するのあらまは、先ほどの土山委員のお話のとおりであります。この方、申請人は、地域の話合いがあったりとか草刈り等の協同作業にもよく来てらっしゃいますので、問題なく継承していけるかと思えます。審議のほど、よろしく願いします。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局と農業委員、それから担当推進委員の話がありましたとおり、この件について、何か御意見、御質問等がございますでしょうか。

—ありません の声—

濱北会長

ありがとうございます。他に意見がないようですので、議案第23号は、受付番号6番、7番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第23号、受付番号6番と7番は原案のとおり決定をいたします。

次に進みます。8ページです。

議案第24号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

吉田事務局長

議案第24号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出いたします。

まず、議案書の10ページ、11ページ、受付番号8番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、長洲町役場南側になります。

許可基準等について御説明をいたします。説明資料の5、6ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、共同住宅建築に伴う使用貸借権設定となっ

ております。申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域に定められた地域であるため、第3種農地と判断しており、原則許可となります。

資力につきましては、金融機関からの融資証明書による融資金額が事業費と同額のため、適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和2年10月1日より着工予定、令和3年2月28日完成予定であり、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、共同住宅、今回6戸分ですが、と駐車場8台分のため適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者については、おられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、周囲はブロック等のコンクリート構造物で囲い、土砂の流出がないようにするというのでございます。隣接地に農地はありませんが、万が一周辺に影響を及ぼした場合は責任を持って対応するという事です。

その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水は町下水道、雨水は浸透ますに集水し、オーバーフロー分のみ南側水路に放流ということでございます。

以上、受付番号8番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の6番、濱崎委員にお願いいたします。

濱崎委員

6番濱崎です。周辺ももう畑、田んぼはなく、現地も農地、畑、田んぼとして使っている様子はありませんので問題ないかと思えます。

審議をお願いします。

濱北会長

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の磯川推進委員に意見を伺います。

磯川推進委員

推進委員の磯川です。申請に対しましては、今の御説明のとおり問題はないと思えますが、進入路が、申請人宅の玄関前、幅員が4mぐらいありますが、そこを通って入るような形になります。お孫さんが申請者ということで、了解は取れてると思えますが、工事関係等、車両が相当出入りすると思えますので、この辺注意が必要かなと思えます。

審議のほう、よろしくをお願いします。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局と農業委員、それから担当推進委員より説明がありました。この件について何か御意見、御質問等がございますでしょうか。

中嶋委員

こん家ん横から入っていきなはっとやろか。

木原書記

はい。ここの地主さんが一緒ですね。申請地と北側宅地は同じ地主さんです。また、申請人はその宅地に住んでいます。

増岡委員

一緒に住んどんなはっと。

木原書記

一緒に住んでます。

中嶋委員
木原書記

そこにアパートと駐車場ば造らすとやろ。

その南側にある自宅の庭に今回建てると。で、そこに入る道がないので、磯川推進委員が言っておりましたように玄関先になりますけど、宅地の西側、4m取れるみたいなので、そこが進入路扱いという形です。

濱北会長

ほかに何か御意見ございませんか。

—ありません— の声有—

濱北会長

なければ、採決します。議案第24号、受付番号8番について、賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございました。議案第24号、受付番号8番については原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。

受付番号9番です。事務局より説明をお願いします。

吉田事務局長

それでは、議案書の12、13ページになります。受付番号9番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、長洲ひまわり幼稚園西側になります。

許可基準等について御説明をいたします。説明資料の7ページ、8ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、個人住宅建築に伴う売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第1種農地と判断しており、原則不許可となりますが、例外的に許可できる場合が定められております。例外要件につきましては、農地法第4条第6項第1号に掲げる場合の同項ただし書及び同項施行令第4条第1項第2号イ及び同法施行規則第33条第4号の規定に基づき、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に設置されるもので、いわゆる集落接続に当たるため、不許可の例外に該当すると思われま。

資力につきましては、金融機関からの住宅ローン仮審査通知による融資額が事業費を超過しているため、適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和2年10月1日より着工予定、令和3年3月1日完成予定であり、適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、個人住宅建築によるものであり、非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回るため、適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者については、おられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、防護用フ

	<p>エンスを設置し、建築資材及び廃材の隣地への入り込みを防止し、境界沿いにはブロック積み施工を行い、土砂流出を防止するという事です。万が一周辺に影響を及ぼした場合は、責任を持って対応するという事でございます。</p> <p>その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水は町下水道、雨水は道路側溝へ放流ということ事です。</p> <p>以上、受付番号9番の説明を終わります。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。今、事務局より説明がありました。補足説明を9番の島川委員にお願いいたします。</p>
島川委員	<p>9番の島川です。ここはもう何軒か建っておりまして、あと二、三軒ぐらいあったかな。もうほとんど住宅となってしまっております。</p> <p>審議のほどをよろしくお願ひします。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の城戸推進委員に意見を伺います。</p>
城戸推進委員	<p>推進委員の城戸です。西側入り口のほうはもう新しい家が建っており、その奥のほうですけど、今説明がありましたように、別に問題ないと思ひます。</p> <p>審議のほう、よろしくお願ひします。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。今、事務局、農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について何か御質問等はございますか。</p>
濱北会長	<p>—ありません— の声有—</p> <p>なければ、採決をします。議案第24号、受付番号9番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。</p>
濱北会長	<p>—賛成者挙手—</p> <p>ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第24号、受付番号9番については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に進みます。14ページです。</p> <p>議案第25号「荒廃農地の非農地判断について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
吉田事務局長	<p>それでは、議案第25号、荒廃農地の非農地判断について決定を求めるものでございます。</p> <p>対象地、所有者、登記地目、現況地目、地積は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>今回の対象地は、16件、35筆、2万210㎡です。</p> <p>荒廃農地の非農地判断については、農地利用状況調査の結果にてB分類として判断された農地に対し、非農地通知書を発行するため判断をいただくものです。</p> <p>なお、備考欄にこれまでの結果を載せております。</p>

濱北会長

今回の対象地については、事前に所有者に対して非農地判断についての意向確認を行い、同意をいただいた土地になります。非農地判断を行った際には、対象地を農地法第2条第1項の農地として該当しないこととなります。

なお、参考資料、説明資料の9ページ以降に航空写真を載せておりますので、参考に御確認ください。

以上、議案第25号の説明を終わります。

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がございました。この件について何か御意見、御質問等がございますでしょうか。

この件については、全部同意ばもろとってということですよ。

木原書記
増岡委員

はい、そうです。

荒廃農地の分の判断、これ、地主さんが知ってるならいいですけど、一応農地パトロールで見ていったのが8月、この結果を知らずしてから私たちは見て回っておりますね。だから、今回はちょっとまあ、担当の分で徹底してるけれども、調査の結果はB分類でよければそれでいいということですか。

今これで同意されたということは知らずしてだから、これを先に調査したときに書いてしまったのは、それで……。

木原書記
増岡委員
木原書記

それは全然構いません。それは大丈夫です。

それは大丈夫ですね。みんな8月だから。

逆に、今年度ここを同意した後に変わっていったってなつたほうがちょっとあれなんですけどね。多分あんま変わってないだろうと思いますけど……。

増岡委員
木原書記

そうそう、はい。

このままスムーズに行けば、来年の調査にこの土地はもう出てきません。

濱北会長

何か質問等はないんですか。

—ありません— の声有—

濱北会長

ほかになければ、採決をいたします。議案第25号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第25号は原案のとおり決定をいたします。

以上で、本日の提出議案は全て終了いたしました。

委員、推進委員の皆さんから、その他の件でも結構です。何か質問等がございましたら……。

中嶋委員

10ページ、11ページ、議案に関連しないばってん。土地がですたい、全部まだ田ですたいね。これはもう変わってとつですよ。

木原書記
中嶋委員

許可は多分取ってあるはずですよ。

その中で、この間に宅地という、多分もともとは用水、排水路かな。

木原書記	と思います。
中嶋委員	あったところが宅地になっとったいな。
木原書記	はい。
中嶋委員	こら、どがんで宅地にしてあつとですか。
木原書記	もともと用悪水路とかがあった場合、転用するときには、もしそれが完全に使われてて、ほかに支障があるなら付け替えという作業を行います。水路の付け替え。
中嶋委員	なら、ずっと我がえんちのあって、昔からもう1枚もんにしとったいな、昔かんのつの3尺道んあつとたいな。3尺道っていうとかね90cmぐらいんとは。
濱北会長	里道やろ。
木原書記	そうです。だけん里道でも水路でも、宅地の中をもともと走つとるやつがあれば、基本的には払い下げ。
中嶋委員	宅地じゃなか、田。田の中に全部一緒に囲とつとばつてん、中に道んあつとたい。買わるつとかな。
木原書記	買うといたしますか、払い下げを行います。
中嶋委員	もう道は存在せんと、おるが全部しとるけん。
木原書記	払い下げは可能です、里道がほかに使われてなければ。
中嶋委員	地主が町んとやろか。農道なら町じゃなかたいね。
木原書記	用悪水路とかはもともとは国管轄です。建設省とか農水省とかにもともとなってます。ただ、それが全部町に移管されてるんですよ。それで払い下げ。
	逆にあるんですよ。宅地に2筆とか、宅地に転用しようとしたときに間に1本そういう用悪水路とか里道が字図上走つとるだけ。そんなときは、転用する前に、そこの払い下げを行うか、付け替えを行うか、借りるか。それをしなければ転用できません。
中嶋委員	そがん場合は、道のまま買うちゅうだけ。道になつとかね、やっぱ。
木原書記	そこをまず分筆して切る、1本につながつとるならですね。必要な部分だけ切って、そこだけ払い下げ。
中嶋委員	もう周り1周おるげんとやけん。中にあつとや。
木原書記	はい。その道がずらつと、いろいろ続いとつとと思うとですよ。
中嶋委員	続いとつとは、ほんな町道に続いちゃおる。
	町道ちゅうたらおるげん道、下り坂やけんね、あそこは。分からんとたいな。
楠田委員	里道だけんずつとつながつとるくさい。そこば畑にしたりなんたりして、ぽつんと切れとつとやろだい。
木原書記	もしそればもう払い下げを行いたいとか、話は一旦建設課と相談してもらおうと。
中嶋委員	了解、分かりました。
濱北会長	確かに楠田推進委員が言いなはるごつ里道というとはずつとつながつ

ととばいた。もともとは。そして途中でな県道が走ったり、道なら道路に出入りで切るっでしょう。その道がそこで打ち切るっですね、道路んできたばっかりに。ただ、里道というとはずつつながとととですよ。

楠田委員 農地が除外になったでしょう。言うけなもう山林になったですね。そこは勝手に廃土ば自分で捨ててよかったですか。埋立て申請も何も要らんとですか。

木原書記 もう農業委員会としては田畑しか扱わないので、自分ちの宅地に土を盛るのと一緒なので、山林を自分で伐採して何か事業を起こすのは自由です。

吉田事務局長 ただ、ほかの法律に触れるような、例えば産廃とかですね、そがんとを持ってきたりとか。あくまでも農業委員会から外れる。

楠田委員 仮に庭木ば切ったりすっじゃなかですか、そればそこに置いとつてもよかったですか。

木原書記 それは、はい。

吉田事務局長 あとは廃棄処理法とか、あの辺の規定に触れないような。草木とかあがんとでも、やっぱあんまり大量にとかなと、いろいろ問題出るけんですね。ほかの法律に触れない程度に置くんであれば多分問題ないと。

濱北会長 ただ、そがんとば置くと、もうそがんもんがいろいろ捨てが来ととですよ。

木原書記 ごみ捨場と思われんように。

濱北会長 その辺なやっぱ用心してもろとかなん。

楠田委員 もう除外になったでしょうが、そこん木どんが植わつとるけん除外でしょうが、そこん木ば自分で勝手に切って、そこに倒しとつて、またほかん倒木ば持ってきてもよかったですか。

木原書記 それは大丈夫です。逆にもう一回そこば畑に戻すつていうこともできなくはないです。

楠田委員 木は掘り上げなんけんですね。

濱北会長 根ば掘らんとでけんばい。

木原書記 田畑しかこの農業委員会は扱えませんが……。

楠田委員 除外になつとつとはもう農業委員会には全然関係なし。

木原書記 はい。だけん、地目を田畑以外に変えますので。あとは、局長が言ったように、ほかの法律に触れたりとか、周りに迷惑かけたりとか、そういうのがない限りであれば。

楠田委員 これは自分で申請せなんとですか。

木原書記 自分でも申請できます。どっちも受け付けてます。今回こうやって同意を頂いている分についてはこっち側主導です。もう自分たちで申請に来られない、なかなか自分の土地がどがんなつてるか分かってないと思うので。なので、現況に合わせませんかという形で、こっちから一旦確認を送って、それに同意してくれた方に対して、上げて地目変更まで一

濱北会長
増岡委員

応手伝いをしてるっていうところです。

ほかにございませんか。

それで、例えば今、山林のほうに地目変更したときに、荒廃農地はどれだけ減ったんでしょうか。今現在、これは集計中ですか。

木原書記

まだ今年度分については、すいません、今、今日皆さんからもらっているのも、またちょっと……。例年2月頃にしているようなところだと思います。A分類とB分類は出しますけど、一応今まで3か月ぐらい非農地判断してもらってますけど、今年度で、今の段階で大体3.5haぐらいはしたかなと思います。

増岡委員
木原書記

大分ありますもんね。

はい。例年大体、去年、おととしとかも大体1haから2haずつしてて、ちょっと今年多めにはしていますので……。

増岡委員

そしたら、最初の目標というか、あれよりちょっと進みはしたのですか。

木原書記
増岡委員
木原書記

いや全然。

まだ多いから。

全部しようと思うと、前回もお話ししたとおり、まず登記簿を取るとかは全然簡単なんですけど、同意取るのも数、送ればいいんですけど、まず町外者の場合は生存が分からない。それと、登記の場合は相続とか、例えば20年前とかに相続があった場合、そこから引っ越されてたら、どこ行ってるかもう分からないですよ。法務局の住所まで……。自分たちの住所変更は役場とかでするじゃないですか。ほんとはそれと同時に法務局とかまで住所変更しに行けばいいんですけど、なかなかそこまでする人はいないので、追えないのが一つです。

で、今回たくさんしたのは、全員町内なので生存確認もできるし、あと抵当権とかはもちろん入っているか入っていないかもあるので、ちょっとなかなかですね、一気に前出した数字をすると、なかなか大変なのかなと。そこがあって、できるところからということで、しているところですね。

増岡委員
木原書記

でも、成果が出てから少しずつ。

ただ、もう非農地するのは、今回35人ぐらい送ってて、遅れて定例会直前で来たのもあるので、あと一、二回御審議いただくかと思うんですけど、今から新たに非農地の同意をいただく作業をすることは、今年度はもうしないです。

してもいいんですけど、固定資産税の基準日が1月1日なので、1月1日までになるべく登記を変えたいですよ。逆算するとちょっと、もうそろそろ間に合わなくなるので、今年度新たな同意作業はもうないかなと。またするなら来年度に入ってからか1月以降ってところかなと思います。

濱北会長

ほかにございませんか。

土山委員 B分類の、周辺農地に耕作しとらす人たいね、その人たちに陰うったりするけん、て、あがんとは出しよっとやろ。

木原書記 言っていたければ出します。

土山委員 そして、そん回答はこっちに、農業委員会に言うごつしとるわけか、どがん措置しましたとか。

木原書記 いいえ、そこまではもう……。

土山委員 そこまでせんと一緒にやない。

木原書記 一緒になんですけど、こっちとしてはお願いしかできないんですよ。強制力がないので。本来なら農地なんで耕作してくださいという前提があるんですけど、そこの解消のお願いしかできない。強制力はないので、できないになったら、もうそこまでですね。お願いの文書しか出せないです。迷惑をかけているのでちょっと御対応できませんかっていうお願いが精いっぱいです。強制力はないです。

土山委員 いつまでにしますっちゃうあれも……。

木原書記 強制力は、はい、いつまでにしてくださいとか、しなかったらどうなりますっていう強制力はちょっとないです。

濱北会長 そすと、もうよそにおるもんなら、せんもんな。

土山委員 よそおるもんな、まずせんね。せめて地元において迷惑かけとるもんにはしてもらいたかったい。分かるう。よそん東京、大阪におるもんにどがん言うたっちゃ、せんとは当たり前。地元において、せんとは齒がゆかったいな。ほなこて。いっちょん聞かんとやけん。

濱北会長 ほかにございせんか。

濱北会長 ーありません の声有ー

濱北会長 ないようでしたら、事務局のほうから連絡事項をお願いします。

(その他事務局説明)

1. 農地利用状況調査について
2. 活動日誌について
3. 次期農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の結果について

濱北会長 これをもちまして、令和2年度第6回長洲町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

吉田事務局長 起立。礼。

閉会 (終了 午前10時49分)

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長 印

署名委員 印

署名委員 印